「行財政運営の改革について」の答申

平成 28 年 10 月 小田原市行政改革推進委員会

答申に当たって

小田原市行政改革推進委員会は、平成28年1月7日に設置され、持続可能な行財 政運営の確立と市民ニーズに即応した行政サービスの確立に向けた新たな行財政運 営の改革の推進について、小田原市長から諮問を受けた。

本委員会は、平成28年1月から10月までの間に7回の会議を開催し、小田原市の現状と諸課題を把握しつつ、市が将来にわたり検討すべき行財政改革に関する広範なテーマについて議論を重ねてきた。

審議において、市の財政状況やこれまでの行財政改革の取組状況などの説明を受け、本市が極めて厳しい財政状況に直面していることを改めて認識したところであるが、こうした状況を踏まえつつも、将来に向け持続可能な行財政運営ができるよう、市と市民とが協力しながらその健全化を図ることが大切である。

そのためには、市民の理解が不可欠であり、行政自らの変革と市民へのわかりやすい情報提供のもとに、これまで以上に積極的な行財政改革の取組を進めていく必要に 迫られている。

本答申は、このような共通認識の下、これからの行財政改革について、各委員が活発な意見交換、討論を重ね、基本的な方向性を取りまとめたものである。

今後は、この答申を踏まえ、市議会や市民の理解と協力の下、積極的に行財政改革に取り組むことにより、市民が将来にわたって愛着と誇りを持ち続け、選ばれるまちである素晴らしい小田原市が創造されるよう希望する。

平成28年10月6日

小田原市行政改革推進委員会

1 これまでの行財政改革の取組

(1) 行財政改革の評価

本市では、昭和61年度から行財政改革に取り組んでおり、職員数は、最も多かった平成6年度と比較して市全体で7.5%、一般職では15%を超える削減を実施した。 平成23年度から平成28年度を計画期間とした行財政改革では、事務事業の改革・改善の取組に対する視点として、「効率的・効果的な行財政運営の推進」、「健全な行財政運営の推進」、「市民との協働による行財政運営の推進」の3つを設定し、着実に取り組んでいる。

その間、消防の広域化を含む本庁及び出先機関の大規模な組織再編、財務会計や人事給与、庶務事務システムなどの内部事務の統合による事務の簡素化や、業務のアウトソーシング等に努め、また、施設の管理運営方法のひとつである指定管理者制度については、現在15の施設に導入し、民間事業者の有するノウハウを活用して、行政サービスの向上や管理運営経費の縮減が図られた。

また、様々な分野で活躍する市民活動団体から事業の提案を受け、市との適切な役割分担によりまちづくりを進める提案型協働事業を実施するなど、市民との協働による行財政改革を進めるための仕組みづくりに取り組んだ。

財政面においては、地域手当等の適正化による人件費の抑制、事務事業の見直しによる経費削減、市有施設の余剰スペースの貸付やふるさと応援寄附金等による収入の確保などに積極的に取り組み、直近の5年間で約9億円の改革効果を挙げており、一定の成果が認められた。

平成23年度から平成27年度までの行財政改革による効果額(5年間の累計)

9 億円

(単位:千円)

効果額項目	H23	H24	H25	H26	H27	合 計
歳出削減	72,211	225,319 (57,198)	281,766 (281,891)	58,554 (562,953)	96,921 (381,070)	734,771 (1,283,112)
歳入増加	5,300	3,351 (5,176)	3,039 (8,527)	63,556 (11,467)	90,863 (67,785)	166,109 (92,955)
合計	77,511	228,670 (62,374)	284,805 (290,418)	122,110 (574,420)	187,784 (448,855)	900,880 (1,376,067)

※括弧書で記載した金額は、前年度までの取組により継続して得られた金銭的な効果。

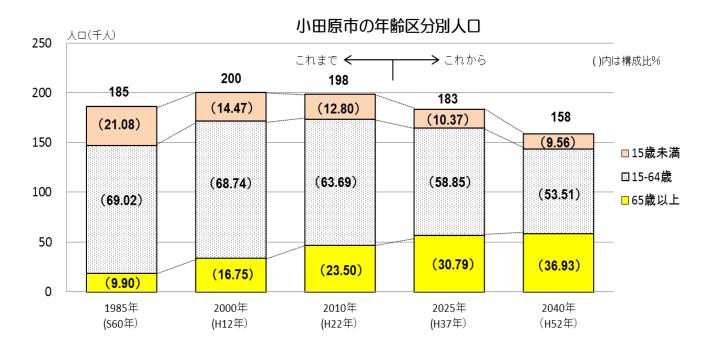
2 本市を取り巻く環境・財政的な課題

(1) 少子高齢化を伴う人口減少

平成28年8月1日現在の住民基本台帳における本市の人口は、193,389人であり、平成12年10月1日時点の200,173人から減少を続けている。

さらに、平成22年から平成52年までの30年間に、およそ4万人もの人口減少が予測されている。年齢別の人口構成では、年少人口(15歳未満)が2/3に減少し、生産年齢人口(15~64歳)は1万人以上減少する一方、高齢者人口(65歳以上)が1万人以上増加し、75歳以上の後期高齢者は30年間でほぼ2倍に増えると見込まれ、超高齢社会*1の到来が予測されている。

今後は、このような少子高齢化を伴う人口減少社会の進行に伴い、市税の減収が懸念されるとともに、医療や介護などの社会保障関係経費が増大することが見込まれる。



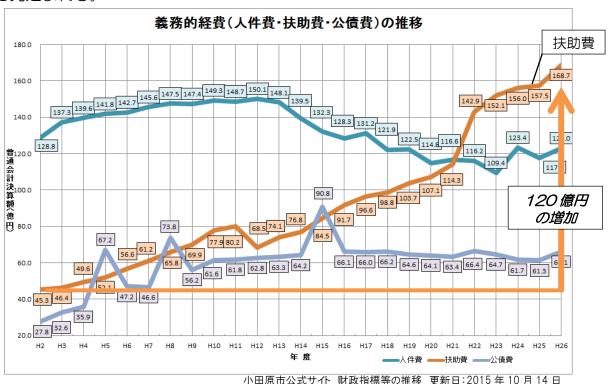
資料 国立社会保障•人口問題研究所

※1 超高齢社会: 高齢者(65歳以上)の人口割合が7%を超える水準を「高齢化社会」、14%を超える水準を「高齢社会」、21%を超える水準を「超高齢社会」という。

(2) 厳しい財政状況

本市の財政は、国の経済対策などにより緩やかな景気の回復基調にあるものの、 歳入においては、市税の大幅な増収を見込めないことや、地方交付税制度をはじめ とする地方財政対策についても、これまで以上に厳しい状況が見込まれる。

一方、歳出においては、人件費は退職者の減に伴う減少が見込まれるものの、扶助費**2 や医療・社会保障分野に係る特別会計への繰出金等は、引き続き増加するものと見込まれるほか、大規模事業の進捗に伴う投資的経費**3 によって公債費の増加も見込まれる。



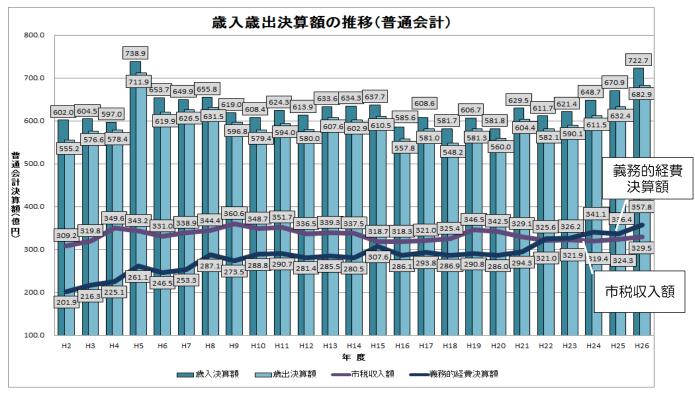
※2扶助費:社会保障制度に関する施策に支出される経費。医療給付費や生活保護費、障害者自立支援給付金など

※3投資的経費:道路、橋りょう、公園、学校、公共施設等、社会資本の整備に要する経費。ストックとして将来に残るものに支出される経費

また、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費^{※4}の決算額は、平成26年度は357.8億円で、義務的経費の歳出総額に占める割合は52.4%となっており、平成26年度以降、扶助費の急激な伸びに伴い、義務的経費の決算額が市税収入額を上回っている。

中長期の本市の財政状況の見通しは、少子高齢化を伴う人口減少社会において、遠くない将来に深刻な財源不足に陥ることが懸念されている。

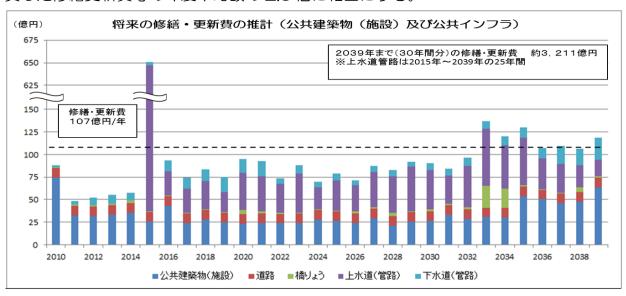
※4義務的経費:支出が義務づけられている経費で、任意に削減できない経費のことで、職員の給 与等の人件費、生活保護法に基づく生活扶助等の扶助費及び市債の元利償還等の 公債費の合計



小田原市公式サイト 財政指標等の推移 更新日:2015年10月14日

(3)公共施設等の老朽化に伴う維持・更新コストの見通し

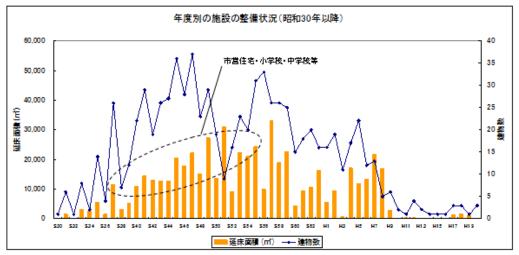
高度経済成長期から安定成長期に集中して整備された公共施設等の老朽化が進み、今後多くの施設が大規模修繕や更新の時期を迎える。長寿命化などの見直しを進めても、公共施設等の全てを現状のまま保有した場合には、今後30年間で3,211億円(年平均107億円)が必要と見込まれる。これは、過去の5年間に投資した修繕更新費等の年度平均額の2.5倍に相当にする。



市有施設の管理運営に係る基本方針改定版(平成28年1月)7ページ

(注) 耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計した。なお、 2015年度に上水道(管路)の更新費が突出している要因は、推計時点で耐用年数を経過している管路について、更新時期を推計初年度としたことによる。

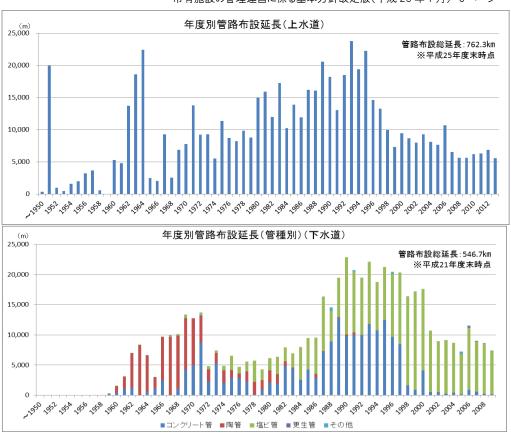
[参考] 本市の公共施設等の整備状況について



小田原市施設白書(平成22年3月)17ページ



市有施設の管理運営に係る基本方針改定版(平成28年1月)5ページ



市有施設の管理運営に係る基本方針改定版(平成28年1月)6ページ

3 新たな行財政改革の取組みについて

(1)総合計画の目指す将来都市像の実現

本市総合計画の基本構想では、将来都市像を「市民の力で未来を拓く希望のまち」と定め、市民の力・地域の力を核とした「新しい公共」により、小田原の豊かな地域資源を十分に生かしながら、持続可能なまちづくりを進めることとしている。

近年の急速な少子高齢化を伴う人口減少社会において、本市が都市間競争の中でさらに魅力を高めていくためには、生産年齢人口の確保、次世代を担う子どもや若者の育成に全力を注がなければならない。そのためには、豊かな地域資源を生かしたブランド化や財政基盤の強化により、保育・子育て環境を充実させ、子育て世代を呼び込む施策に積極的かつ重点的に行政経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報・時間)を配分していく必要がある。

(2) 行財政改革の基本的な考え方

地方公共団体の責務である住民の福祉の向上を目指すためには、社会環境の変化や多様な市民ニーズに対し、行政組織が柔軟に対応していく必要がある。

そして、昨今の複雑化した環境に対応するためには、基礎的自治体のなすべき政策の方向を見定め、施策・事務事業を常に見直し、柔軟に組替えや改善をしながら重点化を図っていくことが必要である。

すなわち、これからの行財政改革には、行政経営資源の削減のみを行うという視点にとどまらず、中長期の観点から市民の望むまちづくりを実現できる行財政運営が求められている。新たな行財政改革では、緊急的課題である財政健全化に向けた取組を着実に進めるとともに、行財政運営全般にわたる見直しに取り組み、これからのまちづくりの仕組みを整備していかなければならない。

(3) 改革の方針

行財政改革の指針としては、市民ニーズ等を的確に把握しつつ行政経営資源を適切に配分することにより、価値ある行政サービスを提供する仕組みを構築することで、減量型の改革と質の向上を両立させ、若者をはじめ多くの人が地域に根付く魅力あるまちづくりを進め、市民満足度の向上を目指す政策が必要である。

減量型の改革においては、最小の経費で最大の効果が挙がるよう、内部事務の合理化・簡素化により徹底的に無駄を省くとともに、職員数の適正化や事務事業の再編・整理を図るなど、行財政運営の効率化・スリム化の取組が重要であり、質の改革においては、市民満足度を高める質の高い行政サービスの提供を目指し、成果重視の仕組みづくり、職員の資質向上や民間活力の活用などの取組が重要である。

4 行財政改革の視点について

本委員会は、改革の視点として3点を掲げ、次のとおり取組項目を提案する。

視点1 市民との共創による地域経営の推進

(1) 民間活力の活用

限られた行政経営資源で市民のニーズに的確に応えていくためには、地域課題を自発的に解決していこうとする市民、地域団体、事業者、ボランティア、NPOなどの多様な主体がそれぞれの特性を生かして役割を分担する協働型社会を構築するとともに、厳しい競争の中で技術やノウハウを積み重ねた民間企業等の力を活用することが極めて重要である。

これまで取り組んできた民間へのアウトソーシングや非常勤職員への人材登用だけでなく、PPP*5、PFI*6、指定管理者制度等の公民連携の推進のほか、民間活動の支援、協力関係の構築等を通じて民間活力の活用を推進すべきである。

- ※5PPP: (Public Private Partnership: 公民連携)行政主体による公共サービスを、誰が最も有効的で効率的なサービスの担い手になり得るのかという観点から、行政(公)と多様な構成主体(市民・自治会・各種団体・NPO・企業・大学など「民」)との連携により提供していく考え方。
- ※6PFI: (Private Finance Initiative) 公共施設等の設計、建設(改修)、維持管理・運営等を包括的に委ね民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、行政等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスの提供を図る考え方。

(2) 市民参画型社会の推進

市民との共創による行財政運営には、市民が行財政運営に参画する場の確保と、相互のネットワークづくりが重要である。市民と行政とが互いに信頼できる環境をつくり、それぞれの役割を認識しながら、力を合わせて諸施策に取り組む体制が望まれる。

行財政改革を断行する上では、市民に相応の痛みを伴うものも少なくない。市民の理解を深め、合意形成を図っていくために、附属機関の委員等への市民の登用、パブリックコメントの推進、ワークショップの開催等、市の政策決定に市民が積極的に参画できる仕組みづくりが重要である。

さらに、市民と行政又は市民同士の協働によるまちづくりが行われるよう市民団体 等の活動支援に取り組むことが必要である。

また、今後増加が見込まれる高齢者世代の市民が、それぞれの地域で多くの仲間と 共に実り豊かなシニアライフを送るとともに、これまで培ってきた知識、技術、経験 等を生かし、積極的な地域参加を進めることで、さらなる「地域力」及び「市民力」 の向上につながるよう取り組んでいくべきである。

視点2 市民ニーズに即応した効率的で効果的な行財政運営の推進

(1) 市民の視点に立った行政サービスの提供

広範で多様な行政需要に的確に対応し、時代の変化に対応することは行政に課せられた使命である。市民ニーズを見極め、限られた行政経営資源を最大限活用して質の高い行政サービスを提供することが必要である。

(2) 分権時代の人材育成と組織機構の構築

地方分権の進展に伴い、職員には政策形成能力や法制執務能力の向上が求められている。前例や固定観念にとらわれない柔軟な思考力と行動力を持つ職員を育成するためには、職員一人ひとりの意識改革が必要であり、民間企業や他の行政団体との人事交流等による職員研修の充実や、幹部職員のマネジメント能力の向上等に積極的に取り組むべきである。

また、組織の肥大化や縦割りによる弊害を極力抑制し、効率性を重視した組織機構の構築に努め、組織が一体となって、市民との共創の時代に対応した質の高い行政サービスを実現する必要がある。

(3)公正で透明性の高い行財政運営の推進

公正性・透明性の高い行財政運営を実現するためには、納税者である市民の目線で、 事務事業の評価、費用対効果の検証を行うとともに、それを市民にわかりやすく公表 することが重要である。これまでも広報紙やホームページ等を活用して、積極的に市 民への情報提供がなされているが、今後は、より多くの市民に対して、情報を正確に、 かつ、わかりやすく伝達する手法を検討する必要がある。

(4) 行政評価システムの再構築

本市においては、平成23年度から事務事業評価が導入されているが、市民満足度の向上や成果重視の視点を職員に意識付けていくためには、施策や事務事業の目的、効果、効率性等を客観的に評価する行政評価システムを再構築し、その評価を最大限活用して、施策や事業目標の見直しや改革・改善に反映させる必要がある。

総合計画後期基本計画において約600件の事務事業が掲載される予定であることを踏まえ、後期基本計画の計画期間である6年間でそれら全ての事務事業の見直しを行うことを目標に、年間100件以上の改革・改善に取り組まれたい。

視点3 持続可能な財政基盤の確立

(1)歳入確保の取組

少子高齢化を伴う人口減少社会における生産年齢人口の減少などの影響により、 市税等が減少することが見込まれる中、市民に信頼される公平公正な税制度等を維持するため、滞納対策のさらなる強化、収納率の向上を目指し、積極的な財源の確保に努めなければならない。平成27年度決算における市税収納率は約95.59%であり、国民健康保険の保険料の収納率は約78.52%となっている。

過去3年間ではそれぞれ収納率の向上が見られているが、平成27年度における 県内最上位の収納率(税:98.87%、国保:84.49%)を目標に、今後もさらなる 収納率の向上に努められたい。

そのほか、使用料や手数料についても、受益者負担と公平性の原則に基づいて、 市民に適正な負担を求めていくとともに、地域の魅力を更に高め、ふるさと応援寄 附金等の確保につなげるなど、あらゆる行政経営資源を活用し、新たな財源の確保 に努めるべきである。

(2) 歳出抑制の取組

健全な財政基盤を維持していくためには、経費の縮減により歳出削減を継続することには限界があり、事務事業の見直しを継続することが必要である。市民ニーズの多様化、高度化に対応してサービス水準を維持、向上させることだけを追求していては、行財政運営は持続可能なものとならない。徹底した事務事業の見直しにより歳出全般の効率化を図ることで、身の丈に合わせた行財政運営が必要である。

さらに、義務的経費である人件費、扶助費及び公債費の圧縮は喫緊の課題であり、 将来の財政推計を踏まえて行財政運営の健全化に取り組まれることを強く望む。

(3) 都市の魅力の向上の取組

本市には、首都圏からのアクセスの良さ、山、川、海などの魅力あふれる自然、 歴史と文化の薫る街並み、多様な産業といった多くの地域資源があふれている。これらの豊かな地域資源を十分に生かし、定住人口の増加につながる施策を展開する ことが必要である。

「住んでみたいまち」に近づくためには、雇用の創出、子育て支援、社会基盤の 充実などの各種施策を推進することと同時に、本市の魅力を広く発信させる都市セ ールスがますます重要となる。都市間競争の中で本市の地域ブランドを高め、市民 がわがまちを自慢できるようなまちづくりに取り組んでいくべきである。

また、小田原市観光戦略ビジョンに基づく各種施策の展開により、交流人口の増加及び地域の活性化に努めるべきである。

(4) 持続可能な財政基盤の目標数値

本年8月に発表された本市の財政推計によると、平成34年度には約14.5億円の財源不足が想定されている。したがって、持続可能な財政基盤を維持するため、平成34年度までの行財政改革により約14.5億円の効果を達成することを目標に掲げ、歳入確保及び歳出削減に取り組まれたい。

5 行財政改革推進の重点推進項目について

市政運営を進めるためには、重点課題を明らかにし、限られた行政経営資源を最大限活用しながら、「何を優先して行うべきか」を考え、選択と集中により最少の経費で最大の効果を生み出さなければならない。

そこで、行財政改革推進の重点推進項目として、次の6項目について意見を述べる。

(1)事務事業の見直し

行政評価等を活用し、個別の事務事業の効果や効率性について検証を行い、所期の目的が達成されたもの、行政が行う意義が薄れたもの、民間委託を行うことで行政サービスの向上が期待されるもの等を厳しく見極め、適切に優先順位を付けた上で、手法の変更や事業の再編、統合又は廃止も含めて見直しを行う必要がある。

全ての事務事業を精査し、選択と集中により真に必要な事務事業に行政経営資源を投下する一方で、廃止すべき事務事業については、市民の合意の下、できるだけ速やかに廃止すべきである。

(2)補助金・負担金の適正化

公益上の必要性から、これまでに様々な補助金・負担金が創設されており、これらの財政支援は、市民等を一定の政策に誘導することや自主的かつ自立的な市民活動等の促進を図ることを目的としてきた。それゆえ、それぞれの補助金・交付金について、長期にわたり交付されているもの、交付先が特定の団体等に固定されているもの、対象経費が不明確になっているもの等については、公共性、公益性等を充分に吟味し、定期的にゼロベースで見直しを行う必要があり、明確な基準を策定して適正化を図るべきである。

(3) 受益者負担の適正化

市民等が必要とする行政サービスを安定して提供し続けていくためには、効率的な行財政運営を確保するとともに、行政サービスの対価としての使用料・手数料について、受益者に適正な負担を求めていかなければならない。

それぞれの行政サービスを行政分野別及び性質別に区分し、受益者負担の原則(公平性)、算定方法の明確化(透明性)、減額・免除基準の統一等を考慮しながら、公的関与の必要性に主眼を置いて見直し基準を策定し、明確な目的をもってその適正化に努めることが重要である。

(4) 社会保障関連の行政経費の最適化

社会保障関連の行政経費は、今後も年々伸びる傾向が続くものと考えられることから、その最適化が財政健全化にとって大変重要である。

社会保障関係の行政経費の最適化を図る上では、単に事業費の削減を目的とするのではなく、出生率の向上や健康寿命の延伸といった将来的な効果が期待される事業に 重点的に投資するという視点で見直しを行うことが必要である。

(5) 公共公益施設のマネジメント

公共公益施設のあり方については、各施設の総点検及び維持管理経費の検証に基づき、長期保全計画・維持修繕計画の作成に取り組んでいるところである。多くの施設が一斉に更新時期を迎え、多額の維持更新費用が必要となってくることから、人口減少、年齢構成の変化及び将来の財政推計を踏まえた、施設の適正配置並びに施設の統合、廃止又は複合化による総量削減を早急に検討する必要がある。

公共公益施設の管理運営方法も、「施設」から「機能」へと視点を移すことによって、市有施設の民営化、民間施設への機能代替等、できる限りの公民連携を推進し、将来負担の縮減に努めるべきである。

公共公益施設の適正配置や統廃合を進める上では、納税者の立場と利用者の立場という両面から市民理解を得ていかなければならない。公共公益施設全体を捉えた 再配置計画という総論と、地域特性に応じた個別のモデルケースの検討という各論とを適切に組み合わせて、市民の合意を得られるよう取り組むべきである。

(6) 県西地域の中心市としてのあり方の検討

市民の生活圏の拡大や複雑・多様化する行政需要に対応するため、広域的な地域間の交流促進や共通する課題解決に向け、関係市町との連携強化は重要である。また、行財政運営の効率化による財政基盤の強化を図るためには、市町村合併や広域連携は有力な選択肢の一つであり、高い効果が期待されるところである。

現在、小田原市と南足柄市は合併や広域連携などに関する効果や課題について検討をしているが、合併の有無に関わらず、県西地域の核としての両市のあり方や直面する状況を広く市民と共有した上で、中核市への移行や連携中枢都市圏の形成を含め、本市の将来像についての議論を深めていくことが重要である。

6 行財政改革の推進体制について

行財政改革の目標を達成していくためには、職員や市民にとっても、わかりやすく効率的な推進体制が必要である。

そこで、行財政改革の推進体制として、次の3項目について意見を述べる。

(1) 行財政改革に対する姿勢

現在の市財政は極めて厳しい状況にあり、早急に有効な手立てを講じない限り、遠くない将来に深刻な財源不足に陥ることが懸念される危機的な状況であるが、多くの市民は、そういった現状認識を持っていないのが実情である。そのため、行財政改革は、単なる行政サービスの低下と受け取られかねず、市民の理解を得ることが困難であると懸念される。そこで、市の財政状況を市民に積極的に周知し、課題を共有していくことが必要であり、特に将来を担う若者たちへの情報発信及びその意見を吸い上げるための仕組みを検討されたい。

大規模な行財政改革は多大な痛みを伴うものであるが、将来にわたって次世代に負担を先送りしないためにも、市民と行政とが痛みを分かち合い、共に協力して改革を乗り切っていくことが必要である。相当の覚悟と責任感をもって一人ひとりの職員が改革に取り組むとともに、何よりも、行政経営トップの大胆な決断がなければならない。

(2) 行財政改革の推進期間と推進体制

地方公共団体を取り巻く情勢が目まぐるしく変化する中で、行財政改革の取組を効果的に推進するためには、目標数値や目標達成期間を設定し、適切な推進体制の下で取り組んでいかなければならない。今後作成する行政改革指針の計画期間は、第5次小田原市総合計画後期基本計画と合わせ、平成29年度から平成34年度までの6年間とすることが妥当である。

現在、副市長以下の幹部職員による小田原市行財政改善推進委員会において、行財 政改革に係る重要事項や組織横断的な課題等の検討を行い、改革を推進しているとこ ろであるが、今後もこれらの推進体制を中心に、全庁的な改革に取り組んでもらいた い。

(3) 具体的な実行計画の策定とその進捗管理

新たな行政改革指針に基づいて改革の取組を着実に推進するため、具体的な活動目標を設定した実行計画を策定し、その達成度を客観的に評価することによって適切な進捗管理を行うとともに、市民への説明責任を果たすために分かりやすい方法で公表すべきである。

さらに、社会情勢の変化を踏まえながら、個々の取組の見直しや新たな効果が見込まれる取組の追加など、常に計画内容の充実に努められたい。

あとがき

本市における行財政運営を考えると、今後数年は、中核市への移行の検討や南足 柄市との2市協議など、本市の将来を左右するといっても過言ではない程、重要な 時期であると言える。

将来に備えた行財政基盤を確立するためには、大胆な改革が必要であり、将来を見据えた長期的展望に立った事務事業の総点検が必要となることから、前例踏襲の概念を払拭し、必要性や緊急性を精査して積極的な行財政改革を推進するよう要望する。

また、行政改革指針を実効性のあるものとするためには、確固たる推進体制を整え、積極的に改革に取り組む必要がある。

そのため、行政改革指針は、可能な限り具体性のあるものとし、職員一人ひとりが改革の必要性とそれぞれの役割を十分に認識し、市民志向、成果志向、市場原理の意識を常に持って改革に当たっていただきたい。

行政財改革の推進に当たっては、市民の理解を得ることが最も重要なことであり、本市の情報を的確に発信しながら、市民との合意の下に推進されることを期待する。

小田原市行財政改革推進委員会名簿

	氏	ć	3	役職等	備 考
大	嶌	啓	介	株式会社 ダイナシティ代表取締役	
木	村	秀	昭	小田原市自治会総連合 会長	
近	藤	正	道	東京地方税理士会 小田原支部長	
神	馬	純	江	エコロジカルコミュニティあおいほし代表	
包	⊞	寛	文	国立大学法人 政策研究大学院大学教授	副委員長
髙	橋	隆	之	小田原•足柄地域連合 事務局長	
辻		琢	也	国立大学法人 一橋大学 副学長	委員長

※五十音順、敬称略

小田原市行政改革推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条 の規定に基づき設置された小田原市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、 運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、行政運営の改革の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議 し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

- 第3条 委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務は、市長が定める職員が処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会 に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年7月1日規則第22号)

この規則は、昭和63年7月2日から施行する。

答申までの経緯

年月日		備 考
平成28年1月7日(木)	第1回小田原市行政改革推進委員会	委員委嘱 諮問
平成 28 年 2 月 26 日(金)	第2回小田原市行政改革推進委員会	
平成 28 年 4 月 21 日(木)	第3回小田原市行政改革推進委員会	
平成 28 年 5 月 12 日(木)	第 4 回小田原市行政改革推進委員会	
平成 28 年 7 月 15 日(木)	第5回小田原市行政改革推進委員会	
平成28年8月8日(月)	第6回小田原市行政改革推進委員会	
平成 28 年 10 月 6 日(木)	第7回小田原市行政改革推進委員会	